

振動規制法の規定による地域及び規制基準等（昭和 53 年岩手県告示第 335 号）の一部を次のように改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
別表第 1			別表第 1		
大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、 <u>奥州市（水沢区を除く。）</u> 、 <u>岩手郡雫石町</u> 、 <u>岩手郡岩手町</u> 、 <u>岩手郡滝沢村</u> 、 <u>紫波郡紫波町</u> 、 <u>紫波郡矢巾町</u> 、 <u>胆沢郡金ヶ崎町</u> 、 <u>西磐井郡平泉町</u> 、 <u>上閉伊郡大槌町</u> 、 <u>下閉伊郡山田町</u> 、 <u>下閉伊郡岩泉町</u> 、 <u>九戸郡野田村</u> 、 <u>二戸郡一戸町</u>	[略]	[略]	大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、 <u>雫石町</u> 、 <u>岩手町</u> 、 <u>滝沢村</u> 、 <u>紫波町</u> 、 <u>矢巾町</u> 、 <u>金ヶ崎町</u> 、 <u>平泉町</u> 、 <u>大槌町</u> 、 <u>山田町</u> 、 <u>岩泉町</u> 、 <u>野田村</u> 、 <u>一戸町</u>	[略]	[略]
<u>奥州市水沢区</u>	<u>別図に示す第 1 種区</u>	<u>別図に示す第 2 種区</u>			
	域	域			
備考 1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として平成19年7月2日現在において同法の規定により定められている地域をいう。			備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として平成20年3月11日現在において同法の規定により定められている地域をいう。		
2 別図は、省略し、 <u>岩手県環境生活部環境保全課及び奥州市役所に備えておいて縦覧に供する。</u>					
備考 改正部分は、下線の部分である。					